

亀井委員

公明党県議団を代表しまして、本委員会に付託されました日程第1及び第2の諸議案に対し、以下数点意見を述べさせていただきます。

まず、総務部関係についてであります。

最初に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度の趣旨は、民間のノウハウや知恵を活用してサービスの質の向上を図るとともに、経費の節減を図るということだと思われまますので、民間参入の機会拡大を図り、より多くの民間事業者等に応募していただき、競争原理を働かせることが必要と考えます。そうした観点から、事前の情報提供が重要になってくると思いますので、積極的な情報提供に努め、民間参入の促進を図り、啓発活動にもしっかりと努力していただきたいと要望しておきます。

次に、神奈川県知事の在任の期数に関する条例についてであります。

神奈川県知事の在任の期数に関する条例を巡る最大の焦点は、条例で制限できるか否かです。平成19年5月30日に出された「首長の多選問題に関する調査研究会報告書」について、松沢知事は、首長の多選制限は憲法に反しないということには賛成するも、法律にその根拠を置くことについては実質的に反対するという解釈をしております。しかしながら、県議会という立法府の審査である以上、法律と条例との関係について、法理論上の明確な判断基準を示してほしかったと思います。国等に向けて地方分権の姿勢を示すという気概については評価できますが、法解釈の煮詰まらないうちに条例を制定することについては、いささか疑問であります。本条例を制定しても、施行については拙速を慎み、法律にその根拠を置くよう努力しつつ、県民に分かりやすい法解釈を示すことを切に望むものであります。

次に、企画部関係についてであります。

最初に、「新たな情報化社会かながわの推進（仮称）」の作成についてであります。

今回報告のありました「新たな情報化社会かながわの推進（仮称）（案）」において、国のユビキタスネット社会のイメージと県のイメージはほぼ同様であることが示されました。今後も県としてユビキタスネットワークを使った様々なケースを行うに当たり、県と市町村の間で規格の整合などの連携をとり、必要な調整を行い、引き続き県民が快適にサービスを利用できるよう要望いたします。

また、ITの活用に関連して、総務省では職員のテレワークによる働き方の改革が進められています。今定例会でも職員定数の削減が議論となっておりますが、テレワークを実現すれば、交通費が削減できるなど、人件費の削減が可能になると考えられます。今後ITを含めた働き方の工夫を政策として検討するよう要望いたします。

次に、基地問題についてであります。

いわゆる米軍再編特措法に基づく再編交付金制度について、県としては、国への協力度合いに応じて交付額を決める方法は好ましくないと受け止める一方で、長年の重い基地負担を担ってきた地元市の実情に応じた負担軽減と、国による財政措置の充実を基地

関係市と連携して取り組んでいるところであります。再編交付金制度の運用に当たっては、少しでも基地負担の軽減に役立つよう県としても更に国へ働き掛けを行い、地元市への支援を強化することを要望いたします。

また、半永久的に基地があると仮定した場合、時限立法に基づく再編交付金だけでは財政措置としては全く不十分なものであります。今後、県としてより一層の財政措置の充実、強化をしっかりと国に働き掛け、併せて周辺の市町村にも十分な財政措置ができるよう働き掛けを行うことを要望いたします。

以上、意見及び要望を申し上げ、本委員会に付託されました定県第59号議案 神奈川県知事の在任の期数に関する条例に対しましては修正案に賛成し、修正部分を除く原案について賛成することとし、定県第59号議案を除く諸議案に賛成するものであります。

委員長

署名委員

署名委員